

高体連適用規則（令和5年度）

1 次に示すものを除き、（公財）日本体操協会男子新体操規則による。

(1) 禁止技について

団体競技・個人競技ともに下記の技を禁止する。なお、禁止技を行った場合は、その演技（構成点）を0点とする。（注：いずれも組運動を含む。）

ア 2回を超える回転をともなった宙返り（第25条 禁止技を含む。）

(2) 制限技について

後方系の跳躍技からひねりを伴って直接正面支持臥の技は、男子採点規則 第2章 第34条転回系の要求要素1の中で使用できる回数を1回限りとする。

上記の制限回数を超えて使用した場合は、その演技（構成点）を0点とする。

(3) 同点順位の決定方法について

ア 団体競技

- ① 構成得点の上位のチーム。
 - ② 上記の条件が全て同点の場合、主任審判員（構成・実施）の合計得点の上位チーム。
 - ③ 上記の条件が全て同点の場合、主任審判員を除く8名の審判員の合計得点の上位チーム。
 - ④ 上記の条件が全て同点の場合、主催団体に一任。
- イ 個人競技
- ① 2種目のうち、最高得点を獲得した者。
 - ② 上記の条件が全て同点の場合、2種目の主任審判員の合計得点の上位者。
 - ③ 上記の条件が全て同点の場合、主任審判員を除く8名の審判員の合計得点の上位者。
 - ④ 上記の条件が全て同点の場合、主催団体に一任。

2 演技中の停電の処置について

(1) 落雷などにより競技場が停電し、伴奏音楽が停止した場合には、審判長の判断により演技を中断してもよい。再演技を行わせる。

3 成績順位及び表彰について

不慮の事故等で種目の棄権があった場合、種目別選手権の表彰対象とする。